

控 訴 状

平成22年2月17日

大阪高等裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 辻 公 雄

同 吉 川 法 生

同 門 松 真 由

同 阪 口 徳 雄

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

ボランティア基金返還等請求控訴事件

訴訟物の価額 2,983,428円

貼用印紙額 30,000円

別紙当事者目録記載の当事者間の大阪地方裁判所平成19年(ワ)第1904、同第4279号ボランティア基金返還等請求事件について、平成22年2月5日判決言渡があり、同日に判決正本の送達を受けたが、全部不服であるから控訴を提起する。

原判決の表示

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

省 略

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
 - 2 被控訴人は別紙当事者目録記載の各控訴人に対し、同請求目録記載の金額及び各金額に対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 3 訴訟費用は被控訴人の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

控訴の理由

追って準備書面を提出する。

添付書類

- 1 訴訟委任状 11通